

# 令和4年度第2回内灘町地下水採取規制審議会 議事録

日 時 令和4年12月23日（金）10時00分～10時25分

場 所 内灘町役場 3階 301・302会議室

出席者 (委員) 高野委員、岡部委員、北川委員、中村委員、黒田委員、  
亀田委員、岡野委員、形屋委員、上前委員 計9名

(事務局) 中川町民福祉部担当部長兼住民課長  
宮崎住民課担当課長、川本課長補佐、中村主事  
(コンサルタント) 株式会社利水社 真田氏、古木氏

## 議 件

- (1) 井戸設置許可申請に係る諮問事項
  - 1. 設置場所： 内灘町字向栗崎地内
  - 用 途： 農業
- (2) その他  
特になし

## 主な質問事項

- 問1 付帯条件として節水対策の要請とあるが、具体的にはどのような内容になるか。
- 答1 付帯条件として年1回月別揚水量の報告を提出を求め、適正な揚水量となっているかどうか確認を行う。報告されていない井戸については催告し、報告の提出を徹底する。
- 問2 近年、既存井戸が古くなって枯渇し、既存井戸の近くで掘替しているケースが多いように思うが、今後も順番に枯渇していくのか。
- 答2 井戸にも寿命があり、ポンプの老朽化やストレーナーの目詰まりで揚水量が落ちてくる。二重管構造とする工事もあるが、揚水量が下がってしまう。費用対効果をとると掘替を選択され、年数の経過した井戸の掘替の申請が多くなってきているものと思われる。需要地から離れたところで掘替すると送水コストがかかるので、近くで掘替していかざるを得ない。
- 問3 申請井戸は、用途が農業用であり、地下水は畑に利用することになる。砂丘地であり、時間が経てばまた地下に水が浸透していくのではないか。

答3 おそらく、第1帯水層には浸透するが、第2帯水層は山から来ている地下水であり、そこまでは浸透しない。

#### 審議結果

- (1) 井戸設置許可申請に係る諮問事項  
出席委員全員異議なく、付帯条件付許可として答申することとなった。